

# 網走市立学校における 働き方改革推進プラン

平成31年3月

(令和2年7月改定)

網走市教育委員会

## 1 推進プランの性格及び目的

- 網走市教育委員会（以下「市教委」という）は、教職員の長時間勤務の解消に向けた取組等を通じて、教職員が心身の健康を維持しながら、教育活動に意欲的に取り組むことで、教育の質の向上や、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進する。
- 本推進プランは、令和2年1月「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号、以下「国指針」という）第4の（1）に基づき、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「給特条例」という。）及び教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。
- 本推進プランは、今後の国・道の動向に注視するとともに、学校における取組状況の検証を行いながら、必要に応じて見直しを行う。

## 2 目指す方向性

平成30年3月に北海道教育委員会が策定、令和2年3月一部改定した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」及び国指針に準拠し、網走市立学校における働き方改革を進める。それにより、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民等の理解を得ながら、教員が授業や授業準備などに集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境を構築する。

## 3 取組期間

2019（平成31）年度から2021年度までの3年間とする。

## 4 推進プランが目指す目標

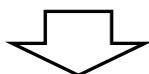
本推進プランに掲げる取組を通じて、2021年度末までに以下のすべての指針を達成することで、目標を実現する。

## 目 標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間を  
1 か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。(※)

### 本推進プランに掲げる取り組み

- action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減
- action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実
- action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実



### 2021年度末までに目指す指標

- (1) 部活動休養日を完全に実施している部活動の割合 ……100%  
※年間Ⓐ(平日:週1日52日+週末:週1日52日)+Ⓑ学校閉庁日9日  
(ⒶとⒷの重複分を除く)
- (2) 変形労働時間制を活用している学校の割合 ……100%
- (3) 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 ……100%
- (4) 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 ……100%

- ※1 「在校等時間」は、7の(2)の①と同一。
- ※2 「所定の勤務時間」は、7の(2)の②と同一
- ※3 「目標」に掲げる上限時間は、7の(2)の②と同一
- ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、7の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする

## 5 市教委及び学校の役割

### (1) 教育委員会の役割

- 網走市立学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限に関する方針等を定める。
- 網走市立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校の取組の支援を行う。

### (2) 学校の役割

- 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

## 6 具体的な取り組み

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

## action 1

### 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### ① 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- 市教委は、各学校の課題に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、学習支援員等の配置を進める。

#### ② ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実

- 市教委は、教材や資料等を共有化する取組を推進できるよう、ICT環境の整備を進める。

#### ③ 校務支援システムの活用促進

- 市教委は、校務の効率化や教育の情報化等を目的として、北海道公立学校校務支援システムの活用を促進する。

#### ④ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- 市教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進するため、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」の導入を行うとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促進する。

## action 2

### 部活動指導にかかわる負担の軽減

#### ① 部活動休養日等の完全実施

- 学校は、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動において休養日等を設定する。
- 市教委は、オホーツク管内で統一的な取組となるよう、各市町村教育委員会と情報共有し、連携・協力を行う。

◎部活動休養日等の取扱については、「網走市立学校の部活動に係る方針」による。

##### (1) 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設定(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする)。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業期間中における「学校閉庁日」は部活動休養日とする。
- ・大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の

期間の場合)は、代替の休養日を設ける。

(2) 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。

(3) その他

- ・ 積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は上記アの基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間を設けることを前提に、特例的な取扱いの設定を可能とする。

**② 部活動指導員の配置検討**

- 市教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、部活動指導員の配置について検討する。

**③ 複数顧問の効果的な活用**

- 学校は、可能な限り部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を進める。

**④ 中体連、中文連、各種競技団体などとの連携・協力など**

- 市教委は、中体連、中文連などの関係団体と連携・協力して、部活動休養日等の実施などの取組を進める。
- 学校は、出場する大会やコンクールなどを精選するように努める。

**⑤ 学校規模に応じた部活動数の適正化など**

- 学校は、生徒や保護者の理解を得ながら、部活動数の適正化を進める。
- 市教委は、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう、複数の学校による合同部活動の編成や少年団活動等との連携について検討する。

action 3

勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

**① ワークライフバランスを意識した働き方の推進**

- 市教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月2回以上の「定時退勤日」や、年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」など、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進める。

**② 人事評価制度等を活用した意識改革の促進**

- 学校は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を積極的に設定す

る。

- 学校は、全教職員が勤務時間を意識し、働き方改革に向けた意識を持って計画を進めるため、管理職員が人事評価の面談において職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして全職員で取り組むことや、目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

### ③ 長期休業期間における「学校閉庁日」の設定

- 市教委は、全教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。
- 市教委は、オホーツク管内において統一的な取組となるようオホーツク教育局、各市町村教育委員会及び各関係団体と調整を行う。

#### ◎網走市立学校における「学校閉庁日」の設定について

(平成30年3月28日網教学第1029号・令和2年6月16日網教学第256号)

##### (1) 実施目的

教職員が休養を取得しやすい環境を整備し、心身の健康増進を図ることにより、授業をはじめとする教育の質を高められるようにする。なお、長期休業期間中に設定する「学校閉庁日」とは、各学校が設定した期間における「学校に勤務者を置かない日」とする。

##### (2) 設定期間

- ・夏季休業期間においては、**8月15日前後の、週休日及び祝日以外の日に3日間を設定する。**
- ・冬季休業期間における、教職員の年末年始の休日は、学校閉庁日とする。

##### (3) 服務上の取り扱いなど

- ・年次有給休暇、夏季休暇、勤務の振替等により対応する。
- ・休暇取得を強制しない。
- ・出勤も可とするが、開錠・施錠は出勤する者が行う。
- ・学校閉庁日は部活動休養日とする。

##### (4) 保護者への周知

- ・学校は、学校閉庁日の期間を定めた後、できるだけ迅速に保護者に周知する。併せて学校閉庁日の期間を任意の様式により教育委員会に報告する。

### ④ 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入

- 勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、市教委では、学校において職員が在校している時間は、ICカードなどICTの活用により客観的に計測・記録し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録するシステムを導入し、活用する。

- 学校は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

#### ⑤ 留守番電話やメールによる連絡対応等

- 市教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問い合わせ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組について検討する。

#### ⑥ 管理職員のマネジメント研修の実施

- 学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職員が網走市の現状や方針について理解したうえで、学校運営を行うことが重要であることから、市教委は、新任の校長や教頭等を対象とした研修参加に配慮する。

#### ⑦ 主幹教諭の配置の推進など

- 市教委は、学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、必要に応じて主幹教諭の配置を推進する。
- 市教委は、学校が学習指導・生徒指導等に関する様々な問題に対応するため、いじめ問題など生徒指導上の諸課題に対応するための教員などの配置について、国の加配等を活用するなど、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図る。

#### ⑧ 教員と事務職員との役割分担の見直し

- 市教委は、中教審の「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」において示された代表的な業務の在り方に関する考え方を踏まえ、学校や教員が担うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、国や道の動向を注視しながら学校や教員、事務職員等の標準職務の明確化について検討する。
- 市教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、従来の学校事務の効率化を図るとともに、国の加配等の活用などにより、その役割の拡大に応じた学校事務体制の充実を図る。

## action 4

## 教育委員会による学校サポート体制の充実

### ① 調査業務などの見直し

- 市教委は、教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組む。

### ② 勤務時間に関する制度の有効活用

- 市教委は、変形労働制や週休日の振替に係る勤務時間のスライド、振替期間等の

特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、学校が職員の勤務時間に係る制度を有効に活用できるよう助言を行う。

### ③ 適正な勤務時間の設定

- 市教委は、学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- 市教委は、学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

### ④ 労働安全衛生管理体制の支援

- 市教委は、学校における労働安全衛生管理体制を整備するとともに、ストレスチェックを行うなど、学校に対する必要な支援を行う。

### ⑤ 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- 市教委は、学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

### ⑥ トラブル等に直面した際のサポート体制の充実

- 市教委は、生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合、網走市いじめ防止基本方針に基づき、必要に応じて「いじめ問題調査委員会」を設けるなど適切に対応する。また、学識経験者や臨床心理士、弁護士、医師などで構成している「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」などの活用についても検討する。
- 市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、福祉部局・警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化する。

### ⑦ 若手教員への支援

- 市教委は、学校単位を超えて地域で若手教員が悩みを共有できるよう、指導主事等が支援する立場として、初任段階教員研修等の機会を通じて働き方改革の観点から適宜助言を行う。
- 市教委は、学校に対し、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かせるよう、また、若手教員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等がそれをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワークを生かして優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど若手教員が孤立することのないよう、助言を行う。

## ⑧ 学校行事の精選・見直し

- 市教委は、学校に対し、児童生徒 7 域等の実態を踏まえつつ、文部科学省が提示する取組例を参考とするなどし、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

## ⑨ 学校が作成する計画等の見直し

- 市教委は、道教委が行う計画の見直しなどを参考に、学校が作成する計画等が、より効率的に作成され、かつ有効に活用されるものとなるよう助言を行う。

## ⑩ 学校の組織運営に関する見直し

- 市教委は、学校に設置されている様々な委員会などについて、類似の内容を扱うものについては合同設置や構成員の統一など、業務の適正化・効率化に向けた運用となるよう助言を行う。

## 7 教育職員の在校等時間について

- 教育職員にあっては、給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定める。

- 市教委は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進める。
- 学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。

### (1) 対象者の範囲

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

### (2) 業務を行う時間の上限

#### ① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として市教委が外形的に把握する時間。
- イ 市教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- エ 休憩時間

## ② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。） 45時間
- イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

## ③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満
- イ 1年間時間外在校等時間 720時間
- ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

## (3) 市教委が行う措置

- ① 市教委は、教育職員が在校している時間は、ICカードなどICTの活用により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

- ② 市教委は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。

- ③ 市教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。
- ア 在校等時間が一定時間を越えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
  - イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
  - ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。
  - エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。
  - オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
  - カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。
- ④ 市教委は、学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- ⑤ 市教委は、市長と認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、市長の求めに応じて実施状況等について報告を行うなど連携を図る。
- ⑥ 市教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの方に対して広く本推進プランの周知を図る。
- ⑦ 市教委は、既存の調査等を活用しつつ、適宜、学校の取組の状況を把握し、公表する。

#### (4) 留意事項

- ① 推進プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

- ③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。